

以上は本書に含まれる長期の問題に關し、その理論的局面をできるだけ摘出しようとしたものである。この點からすると、全體を通じてかなりの重複がある（既發表の論文を若干収めた關係もあろう）が、經濟發展の農業への効果は、労働のばあい簡單に次の如くまとめることができよう。

G_a 農産物需要増加率。 η 農産物需要の所得弾力性。 g

一人當り所得増加率。 g_a 農業の労働生産性増加率。 g 農業

の資本増加率。 P 人口の増加率。 P_a 農業の労働人口（現實）

増加率。 P_a^* 農業の必要労働人口増加率。 P_a^{**} 必要労働移轉増

加率。需要増加率は

$$G_a = \eta g(1+p) + P$$

農業の資本係数を不変とし、また $g_a = g$ と假定すれば

$$P_a^* = [(k_a + 1)(g + 1)] - 1$$

資本係数不変であれば $k_a = G_a$ であるから（資本市場が完全で

あると假定する）結局

$$P_a^* = [(G_a + 1)(g + 1)] - 1$$

必要農業労働人口移轉増加率は勿論 $P_a^{**} = P_a - P_a^*$ から求め

られる。いま經濟發展段階を特徴づける二つの状況を想定して、

この含意を明にしよう。状況Ⅰ ($P = 20\%$, $g = 35\%$, $\eta = 0.75$)。

状況Ⅱ ($P = 14\%$, $g = 33\%$, $\eta = 0.25$)。状況Ⅰの場合、 $G_a =$

42.5% , $P_a^* = 14\%$ 。状況Ⅱの場合、 $G_a = 23.4\%$, $P_a^* = 7\%$ 。

二状況を比較すると、後者では、農業労働人口の絶対数の減少

が要求されている。農業人口の現實増加率が一般増加率に比し

て高いとすれば、後者の状況の労働市場の調整力に對する壓力は極めて大となり、その不完全性は所得のアンバランスを累積的に増大する。勿論 $\eta = 1$ でなく、 $\eta < 1$ とすればこの程度はやゝ軽減されるであろう。（香川大學助手）

パウンド著『新しき法の道』

Roscoe Pound, *New Paths of The Law*, 1950.
69 pp.

會我部 豊

著者パウンドはネブラスカ州に生れ、ネブラスカ大學を卒業し、同大學法學部長をへてハーバード法科大學學長となり、現に同大學名譽教授であるが、世界の法學者の中で永久的的地位を勝ち得た彼の令名については今再喋々するを要しないであろう。本書は最近ネブラスカ州辯護士協會及びネブラスカ大學同窓會により著者の爲に設けられた講義の最初のものであり、一九五〇年四月二四日より二六日にわたってネブラスカ大學に於て講義されたものである。彼は學者としての立場から我々が一六世紀以來辿り來た道を「自由の道と呼び、更に現在から將來にわたって我々の辿る二つの道の可能性について述べ、それを「人道主義の道」及び「權威主義の道」と稱し、それぞれ鋭

い分析及び批判を試みており、示唆されるところが頗る多い。唯欲を言えば「人道主義の道」と「權威主義の道」との關係につき今一層詳細な記述が欲しかった。パウソンの著書の中では最も新しく、又彼の數ある名著の一とされている。以下順を追って紹介しよう。

一

第一編は「自由の道」(The Path of Liberty)と題してゐる。著者は殆んど一昔前には、法には「安定」(Stability)と同時に「變化」(change)が必要であると感じていたが、今日では安定を否定する人々が現れても不自然ではないと主張するに至った。このことは法ある社會から、法なく唯行政命令あるのみに過ぎない社會への發展の觀念につき當る。そこで斯様な意味に於て、法によりその目的を達成する爲とられる「道」が著者の論題である。

法律制度の目的は最少の摩擦及び費用を以て全組織の利益の中、出来るだけ多くを獲得することであるが、この事を彼は産業上の工學的分析に基づいて、「社會工學の過程」(a process of social engineering)と呼んで居り、このことは「法學上の公理」(the jurial postulate)即ち文明社會に特有であり時間的及び場所的に妥當する合理的期待に關する公理を發見し、發展せしめることを要求する。法秩序の目的はそれぞれの時代により異なっている。即ち中世初期に於ては「平和の保持」で

あり、中世後半期及び近世形成期に於ては、「社會的現状の維持」であり、降つて一九世紀に至つては、「自由を平等に享け、又他人より不都合な干渉を受けないことにより齎される自由な個人の自己主張の爲の最大限の機會を促進し維持すること」であった。そこで近代法が一六世紀に辿り出し、一九世紀にその足跡が確固となつた道を「自由の道」と呼ぶことが出来る。即ち一六世紀から一九世紀までは「機會の時代」であり、特にアメリカに於ては第一次大戦の終り迄は資源等は無限に存し、アメリカは「機會の國」と呼ばれ、かくして「自由の道は他の國に於てはさ程行われず、或は諦められさえしたが」機會の國アメリカは法に於て自由の道を辿つたのである。アメリカに於ける英國の普通法の採用、獨立宣言に於ける人間の自然權の要求、權利典章は皆その表現である。かくの如きアメリカに於ける法律の形成期に於ては「超個人主義」(ultra individualism)を採り、かくして「一九世紀の法律は自由の道の中で強固にされた」のであり、著者は之を裏つけるに幾多の具體的事實を以てしている。

著者は「法とは理性及び、經驗により試験された理性により發達した經驗である」との見解を採つて居る。之は自然法の思想に基づいたものであり、かくの如き自然法は高度に個人主義的のものであり、「それは社會と個人の必要的對立を前提とし、個人に必要な保護を與える爲に二者の中間に立つものとしての法」という主義を助長し、かかる主義は今世紀の十年代に高潮期

に達し、その後二十年の後廢れた。一九世紀に於ける法律思想の中主要なものはカントの流れをくむ大陸の形而上學的法學者による倫理的見解と、ヘーゲルの影響を代表する英米の歴史學派法學者による政治的見解とであり、それぞれ理想主義的見解であり、法の歴史に於て展開しようとしている理念を發見しようとした。前者は「機會と自由を尊ぶ時代にふさわしい思想」として「何らかの形で總べての一九世紀學派の正義の理念となつたがそれは機會の時代の過ぎ去ると共に過ぎ去つた。」後者は「英米法思想では一般に受入れられるようになり、アメリカの憲法界では世紀以後になつても問題とされた。」

一方「世紀の明けない大分前から」法の發展の新しい道が生れるかも知れない」という新しい型の考え方が起り、正統派法學說との論争が展開された。彼等は一般的に言つて依然自由の道を固執したことに於ては變りはないが「機會の時代」は終つたものと感ぜられるに至り、満足する機會を伴つた欲望満足が代つて主張され始め、所謂社會哲學という新しい型が起きて法の發展に方向を與えた。「アメリカに於ても法學の進展に伴い「立法は確固として個人の自由な自己主義に對する制限を増加しつつあり。」それは約一八八〇年に始まり、一九〇〇年までには大部分に行き渡り、判例も同方向殊にフランス人の所謂權利濫用制限の方向に進みつつあつた。かくして今世紀の十年代の終までには法學者の所謂法の社會化への變遷が非常に顯著となり、法發展の新段階がヨーロッパ大陸、英國、及びアメリカ

に於て認められるようになった。著者はここで種々の實例を示している。

「以上の事の多くは一般的保證(General security)」、即ち機會に對する干渉に對する保證の見地から説明することが出来る。「然し乍らかかる解明は屢々皮相的であり、又現世紀の三十年代に到るに及んでだんだん不可能になつて来る。自由に對する新しい態度、自由な個人の自己主義に對する要求に關する新しい考え方がだんだん明かになつて來た。新しい道は少なく共現れ始めている。その一つの道は「新しい意味の保證という考え方による道」であり、著者は之を「人道主義の道」(Humanitarian path)と呼ぶことを提唱する。今一つの道は、個人の自己主張の國家に對する漸層的服従の道であり、個人の創意に對して組織的協力が之に替り、全權官僚國家(omnipotent bureau state)に移行しつつある道」であり、著者はこれを「權威主義の道」(authoritarian path)と呼ぶことを提唱する。

二

第二編は「人道主義の道」と題している。「より新しく又より廣い保證の理念に導く」人道主義の道は「物質的自然の征服が人間欲望の範圍を超え」て人間の意思を自由に實現出来る機會がなくなつた時に現われる。即ち、一九世紀に於ける平等及び保證の概念は變化し「平等は機會の平等を意味せず」保證は機

會の自由な利用の保證を意味しなくなる」かくして「人間は自由のみでは得られない欲望の満足の平等に對する要求を主張」し、自由のみでは得られない「充實した生活をする保證への要求を主張」する。我々は「手段より獲得された理想的關係へ」と導かれる。そして「斯様な理想に向っている法的發展の道」を人道主義の道と呼ぶことが出来る、そしてこの故に「法は責任(liability)の體係を備え」ねばならなくなる。かくして新しい保證の概念の到來と共に新しい責任説が生じたのである。この新しい責任の概念こそは自由の道から人道主義の道への分岐を特色づけるものである。そして人道主義の法に特有の二つのものを著者は「保險思想」及び「非任意的慈悲者説」(Involuntary Good Samaritan theory)と呼び、前者はその精神に於て結局後者により一源化されるものであるとしている。

不法行為上の責任は以前には過失責任主義であつたがアメリカでは一八七六年以來非難され始め、即ち小數の州は不法行為責任の新しい型を作つた。この事は多少の消長はあつたが今世紀始めにまで及んだ。そこで著者はそれを受入れて法的公理に基つた責任理論を創り出した。即ち彼は先ず一九二二年に五つの法的公理を作ることに着手したが、その中の三つが一九世紀に於ける損害賠償責任の背後に認められるものであつた。即ち彼のあげている公理のうち(1)及び(2)はそれぞれ故意及び過失に對する責任であり、(3)は無過失責任に關するものであり、即ち「文明社會に於ては人は、その使用の範圍に於ては無害であ

るが他の場所での通常の行為は有害であり、その正當な使用の限界を越える自然的傾向のある物の保持、又は作用の行使をする他人は、その正當な限界内にそれらを制限し又は留保するであらうと假定することが出来なければならぬ」という公理である彼の法的公理に於て「責任は過失から生ずるのではなく、過失が責任の法的賦課から生ずる」ことである。即ち「注意の標準」は「客觀的」なものであり、「才能の自然的限度」或は「生來の緩慢な反動時間」は過失とすることは出来ない。又彼の第三公理である無過失責任の公理が擴張の傾向にあることであり、法學の動向は「責任の全體的思想を作り直すかも知れない全然別な假定をたどりつつある」。然し乍ら自由の道の時代に屬する「以上の三つの公理及びその結果たる責任の思想的基盤は平和と公の秩序を保ち一般的保證及び自由な機會を維持する型の政治に屬する」。然し自ら今日に及んでは「一般的安全の基盤を超えた第三公理の擴張」があり「新構想の生成及びそれに基づく新主張の建設がある。」と著者は述べている。即ち各人は充實した生活を期待出来るが如くであり、その期待を満足せしめる爲「損害が如何にして起きたにせよ、それを何人かの計算に於て償ふことを考え」著者が非任意的慈善者の行為と呼ぶところの行つて援助することを法は要求されている。即ち無過失責任理論を多くの場合に擴張することが現在提議されている。著者はその擴張の種々の場合を擧げているが例えば、製造者の最終購買者がその製品によって侵害を受けた場合、製造者

の過失は最早や賠償請求の理由としては必要ではないとの意見など、何れも人道主義の根據に基づいて主張されており、それは著者の第三公理以上に發展したものである。そこで著者は責任の他の公理を作った。即ち「他人の過失によらない損失或は侵害は、損害に對する責任を、直ちにそれを負擔して公共企業の奉仕に對する費用或は製品に對する代價に含めることにより公衆から取戻すことの出来る者に課することにより、結局に於て社會により負擔されるであらう」という公理である。又この事が更に發展して國家による損害の保證につき法的公理として發展しつつあることを述べている。即ち文明社會では、人はたとえ彼の過失或は淺慮の結果であっても、國家により總べての損失或は侵害に對して補償され、又その爲に總べての損失或は侵害を償ふ責任が、法により、よりよくそれを負擔することが出来ると思われる誰かに與えられるであらう」という公理である。

然し乍ら著者は、如上の如き見解に反省を加え、「若しも損失と侵害という不幸な犠牲を、それを償ふべき何人の不法原因にも歸せしめないことが納得出来るならば、もっと効果的な法秩序があるべき筈である」と述べ、そして「我々は義務の分折的圖型を作り直さねばならぬかも知れない」とし、又著者は「社會が理想的人道主義的結果を法廷によるよりも遙かによく獲得することが出来る方法として行政機關を考えることが出来る」と述べている。

著者は奉仕國家 (welfare state) に反對ではない。然し乍ら今日の社會は唯「秩序を維持し、侵害を賠償する」こと以上の奉仕を要求しており、人道主義の種々の理想の若干は、國家により、法によつて行われるかも知れないが、他のものは行政機關による法律外の方法で遂行されるかも知れないと述べている。

三

第三編は「權威主義の道」と題している。著者は權威主義の道と人道主義の道との關係につき、兩者は「平行して進む」か、或いは人道主義の道が將來の道を開く爲に權威主義の道と連なるかも知れず、或いは又人道主義の道は單に權威主義の道の始めに過ぎないかも知れぬとしている。

我々は今や個人生活を促進する爲に官吏の力による「人間欲望の全規模の最大限の満足を要求」している。然し乍らこのよきな制度の下に於ては種々の事が統制される爲に「人々は彼等と密接な關係にあるべき人々を自由に選擇することが出来なく」、従つて「精神的矛盾は残る」と著者は言っている。そしてかくの如き制度に對する法の影響を述べた意見は、奉仕國家には殆んど安當せず、「權威主義の道に特有である」と述べている。然し乍ら「平和と秩序を保持し一般的保證を維持する代りに、その地方の人間福祉の全領域を司り、その活動を通じて總べての經濟的及び社會的害悪を解決する國家たる奉仕國家」は、

「ローマ法以來夙に知られ」中史集權國家の誕生」以來長足の進歩をした。「複雑な産業社會では公共が望み又速かに爲されることを望む澤山の事を私人の創意で爲すことが一増困難となり」「單に秩序を保ち侵害を補償したに過ぎない國家のなし得た以上の奉仕を要求する。」そこで「一般福祉を促進する行政機關が必要となり持續するに到る。」そこで「總べての公共的奉仕が政府によってのみ行いうる理念」即ち「政治的に組織された社會」が問題である。「この事は全權を有し、一般福祉の全領域を引受け、あらゆる方面に於てその要求することを詳細に決定するに等しい超人的統治者と絶對多數を前提條件とする。」かくして奉仕國家は發展して官僚國家となり、官僚國家は官僚的階級組織を必要とする。そして「自己主義及び自己決定ではなくて『新しい自由の概念』即ち缺乏からの自由及び恐怖からの自由」が挿し求められる。奉仕國家は又全權國家となるが「そこに到る歩調が暫進的であるならば、そこから絶對國家への歩調は易しく又速に行われるであらう」と述べている。著者はここで上述した如きことの實現可能性につき、アメリカの權利典章と、フランスの人權宣言を比較している。即ち「アメリカの權利典章は、保證された權利即ち文明社會の生活に含まれている保證された理性的期待を侵害する政府の行爲を禁じ」ており、「それらの規定は法である」が、之に反してフランス人權宣言の型は、「法的には何人も拘束せず」「單なる説教即ち政府當局に對する善意或いは勸告の宣言である」と述べている。又

「世界政府の爲の人權宣言の最近の提議」の中で「大陸的覺書を採用した」が之又實現性に於てフランスの人權宣言同様であるとしている。著者は又政府による壓迫の恐怖の表徴を認めると共に、絶對多數への不信をも認めている。

著者は最後に奉仕國家によって示された權威主義の道は法なく唯行政によりその目的が達成される社會へと導くとし、法が權威主義の道を辿るにつれて法律家という職業が如何に影響を受けるかについて述べている。彼によると職業 (profession) には三つの要素がある。即ち「職業」(calling)、「學問的技術」及び「公共奉仕の精神」である。そしてかゝる職業は公共的奉仕を第一義的なものとする。辯護士協會は財政的條件を促進する爲ではなくして彼等の經驗と研究によって「正義の管理を向上させる爲」のものである。然し乍ら彼等が生活の糧を得ることを第一義的なものと考えるに随ひ、労働運動の進展につれて大會社や官廳の法律家は組合運動に参加するに到り、又奉仕國家は「労働者に奉仕しようとする熱心の餘り彼等に過度の發達を許すことにより、一般的安全を脅かしつつある。」労働運動が盛となるにつれて労働者の中多數の法律家が上述の「職業思想よりもむしろ賃銀強調の商業精神を以て常時組織に参加している。」そして「この商業精神の優越は、我々が注意深くしなければ、奉仕國家に於ける職業の吸收への道を整えるかも知れない」と述べている。職業吸收の三つの可能な段階は(1)「全職業の結合」(2)「職業の官僚統制」(3)及び政府による學問的技術

を追及する職業の護受による萬人に對する職業的援助である。然るに「職業の理念は政府部局の監督によるか、或いはその下の職業機能の實行、その技術の行使と矛盾しており」、「職業は人間の力の高度の發達を助長するように自由に學問的技術に従事出来る個人を前提としている。」随つて政府により支配されている職業を行う「政府の個人的雇人」は上述した如き職業にたずさわる者の代用とはなり得ないと述べている。將來の理想社會に於ける法の消滅については、著者は否定している。そして著者は「法が自由の道を歩みつつあった間に、文明の爲に發見されたことは失われないうとあらう」という信念を持っている。」又、人道主義の道は權威主義の道に到る單なる側道でもないとし、「將來の道は人道主義の道により示された方向で一増廣い目的を發見するであらう。」そして人間が過去に於て發見した處から出發して「法が文明のより廣く又より正しき道を追及するにつれて」過去に於ける如き「他の偉大な法時代の法」が出現するであらうと述べている。

(一九五四・九・二〇)
(一橋大學特別研究生)

J・J・ポーラック著『國際經濟の機構』

Jacques J. Polak; *An International Economic System*, 1954, pp. 179. London, George Allen & Urwin Ltd.

篠原三代平

著者ポーラックは現在IMFの調査次長をしており、以前は國際聯盟に關係していた。ごく最近はミシガン大學で教えてもいると聞いている。この人は、このように實際面に接觸しながら、以前から國際經濟の分野に數々の研究を發表してきたオランダ出身の學者として、今日あまりにも有名である。私のような國際經濟の分野に素人の人間でも、彼の名前はずっと前から覚えてしまい、何か論文が出ると、今度はどんな論文だろうと、雑誌をめくつてみるくらいになっている。

彼のこれまで發表した論文をことごとくここに擧げることには、分野が専門外だけに、ちょっと困難である。けれどもどんな仕事をしてきたかを知ってもらうために、私の眼にとまったものくらいのものを掲記しておいた方が讀者に便利であらう。